

広島県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 所在地 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|---|---|---|
| 広島県世羅郡世羅町大字本郷、同町大字青山、同町大字東神崎、同町大字西神崎、同町大字三郎丸、同町大字寺町及び同町大字井折地内 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 |
| 三郎丸（一五九三―一） 三郎丸（二六七二―二六七二―二七七） 八坂峠川（七七） 有近川（四二四） 有近川（四二四隣二） 有近川（四二四隣三） 国久川右支川一（四二五隣一） 国久川右支川一（四二五隣二） | 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 | 三郎丸（一五九三―一） 三郎丸（二六七二―二六七二―二七七） 八坂峠川（七七） 有近川（四二四） 有近川（四二四） 有近川（四二四隣三） 国久川右支川一（四二五隣一） 国久川右支川一（四二五隣二） |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 |
| 三郎丸（一五九三―一） 三郎丸（二六七二―二六七二―二七七） 八坂峠川（七七） 有近川（四二四） 有近川（四二四） 有近川（四二四隣三） 国久川右支川一（四二五隣一） 国久川右支川一（四二五隣二） | 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 | 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 |
| 三郎丸（一五九三―一） 三郎丸（二六七二―二六七二―二七七） 八坂峠川（七七） 有近川（四二四） 有近川（四二四） 有近川（四二四隣三） 国久川右支川一（四二五隣一） 国久川右支川一（四二五隣二） | 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 | 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 区域の表示 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----|---------|------------------------------|-----|---------|
| 有美川左支 川一三(八 五三〇隣 一) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川左支 川一三(八 五三〇隣 一) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 有美川(八 五三二隣 一) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川(八 五三二隣 一) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 有美川(八 五三二隣 二) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川(八 五三二隣 二) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 寺町川一 (八五三二 隣) | 土石流 | 次の図のとおり | 寺町川一 (八五三二 隣) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 青山川右支 川一(八 四九八) | 土石流 | 次の図のとおり | 青山川右支 川一(八 四九八) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 三郎丸川 (八五〇六隣 a) | 土石流 | 次の図のとおり | 三郎丸川 (八五〇六隣 a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 三郎丸川 (八五〇六隣 b) | 土石流 | 次の図のとおり | 三郎丸川 (八五〇六隣 c) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 三郎丸川 (八五〇六隣 c) | 土石流 | 次の図のとおり | | 土石流 | 次の図のとおり |
| 有美川右支 川一二(八 五二七) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川右支 川一二(八 五二七) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 有美川左支 川一二(八 五二八) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川左支 川一二(八 五二八) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 有美川左支 川一二(八 五二八隣) | 土石流 | 次の図のとおり | 有美川左支 川一二(八 五二八隣) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 井折川右支 川一(八 五三四) | 土石流 | 次の図のとおり | 井折川右支 川一(八 五三四) | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。